

銚子簡裁及び東金簡裁に家裁出張所の併設を求める会長声明

第1 声明の趣旨

当会は、銚子簡易裁判所及び東金簡易裁判所に家庭裁判所の出張所をそれぞれ併設することを求める。

第2 声明の理由

家庭裁判所は、成年後見のほか、離婚や相続など、家庭に関する事件を取り扱う裁判所であり、市民にとって最も身近な裁判所である。ところが、超高齢化社会を迎え、それに比例して成年後見関係事件を初めとする家事事件は増加の一途をたどっており、家庭裁判所に係属する事件数も大幅に増加し続けている。

このような状況の中、平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が成立・施行され、同法第11条10号において「成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること」と掲げられているとおり、成年後見関係事件に限らず、家庭裁判所の重要性と機能拡充の必要性が極めて強く認識されるに至っている。

また、当会の運営する銚子法律相談センター及び東金法律相談センターでは、民事相談のうち家事事件に関する相談件数の割合が、銚子法律相談センターで33.3パーセント、東金法律相談センターで43.8パーセントを占めており（いずれも平成28年度の割合）、これは、交通事故、労働関係やクレサラ関係などといった数ある相談分野のうち、かなりの割合を占めているといえることができる。

このような状況の中にあって、千葉県内の家庭裁判所は、本庁1カ所（千葉市中央区）、支部7カ所（松戸市、佐倉市、一宮町、木更津市、館山市、匝瑳市八日市場及び香取市佐原）、出張所1カ所（市川市）がそれぞれ設置され、家事事件を取り扱っている。

ところが、千葉県内には、上記の各家庭裁判所所在地を含め、簡易裁判所が11カ所あるものの、銚子簡易裁判所及び東金簡易裁判所のみ、家庭裁判所が併設されていない。簡易裁判所では家庭に関する事件を取り扱っていないため、銚子簡裁管内の住民や東金簡裁管内の住民が家庭に関する問題を抱え、裁判所を利用しようとする、管轄裁判所である千葉家庭裁判所八日市場支部まで行かなければならない。

しかしながら、銚子駅から八日市場支部までは、徒歩も含めると電車で片道約50分を要し、また、東金駅から八日市場支部までは、徒歩を含めると電車で片道約1時間を要することから、若年層はもとより、自動車を利用しない高齢者にとっては気軽に利用できる距離であるとは言い難い。

地域の市民から見れば、簡易裁判所も家庭裁判所も同じ「裁判所」であり、市民からは、最寄りの裁判所に行けば、民事事件だけでなく成年後見関係事件などの家事事件も行うことができると期待されているというべきである。そうである

とすれば、独立簡易裁判所である銚子簡易裁判所及び東金簡易裁判所にも家庭裁判所の出張所が併設されなければ、市民にとって「身近で頼りがいのある裁判所」であるということとはできない。

以上より、当会は、銚子簡易裁判所及び東金簡易裁判所に、家庭裁判所の出張所をそれぞれ併設することを求めるものである。

2017年8月25日

千葉県弁護士会

会長 及川智志